

学校プールの今後の在り方についての考え方（たたき台）

(1) 基本的な方向性

○ 「学校のプールの今後の在り方」の基本的な考え方（前提）

- 高知市立小・中・義務教育・特別支援学校の水泳授業は継続して実施する。
 - ・ 「4 学校における水泳授業の必要性」で述べたように、学習指導要領の主旨に沿った指導は必要であり、水泳授業を通して水辺で命を守るための能力を学習し、泳ぐ力を身につけることは非常に重要であるため、水泳授業を止めてはならない。
 - ・ 誰もが水難事故にあう可能性がある中、水中での自己保全能力を身につける貴重な機会が、プール施設の老朽化等によって失われることがあってはならない。
- 学校のプール施設は校舎等と同様に老朽化が進んでおり、改修や改築について検討する時期に来ているが、「別紙1 高知市立小・中・義務教育・特別支援学校 プール建築年度等状況調査」にあるとおり、経過年数や点検評価が様々なプール施設に対し、一律に判断することはできない。
- 現在、水泳授業で使用ができて小・中・義務教育・特別支援学校のプール施設は継続して使用する。
- 老朽化等による故障が発生した場合は「1 高知市立学校における水泳授業の現状と課題」、「2 他自治体の取組の把握」、「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」、「5 「学校プールの改築等」と「公立プール及び民間プールの利用」との費用比較等」及び「6 学校プールの共同利用」で確認した基本的な事項を踏まえ、発生した学校ごとに「改修」または「外部プール利用」を検討する。

(2) 公立・民間プール・他校のプールを利用して水泳授業を実施する場合の考えるべき内容

- 小・義務教育学校（前期課程）
 - ・ 低学年や中学年は、移動や更衣等に時間がかかることが考えられる。
- 中・義務教育学校（後期課程）
 - ・ 小・義務教育学校（前期課程）の低学年や中学年ほど、移動や更衣等に時間はかからない。
 - ・ 「公立・民間プール」での水泳授業は、「移動距離や移動にかかる時間及び移動手段」により判断が必要。
 - ・ 「学校プールの共同利用」は、「利用する側・受入れる側」の当該校の水泳授業時間数等の調整がつけば可能。
- 特別支援学校
 - ・ 児童・生徒の特性から「公立・民間プールの利用」や「学校プールの共同利用」

のための移動が困難。

- ・ 環境の変化に伴う水泳指導に係る配慮の必要性から、外部プールでの水泳指導実施に困難が生じる。

(3) 答申の方向性（案）

○ 小・義務教育学校（前期課程）

- ・ 児童にとって、安心・安全な状況下で円滑に水泳授業を実施することを考えた場合、老朽化等によりプール施設が使用不可となった際には、必要な改修等を実施し、自校プールでの水泳授業を継続する。ただし、学校や児童、保護者が望めば外部プールの利用を妨げるものではない。
- ・ 工事期間中にプール施設が利用できず、例外的に外部プールで水泳授業を実施する事例が発生することも考えられるが、教育委員会は当該校とともに、児童の不利とならないよう、最善の方策を検討し、水泳授業を確保する必要がある。

○ 中・義務教育学校（後期課程）

- ・ 老朽化等が原因でプール施設の利用ができなくなった場合、改修を検討するとともに、各学校の特性や立地場所、近隣のプール施設の状況等、各学校の状況に応じ、外部プールでの水泳授業実施について検討を行うことは可能だと考える。
- ・ 外部プールを利用するか否かの判断は、「改修」と「外部プール利用」との費用比較を実施し、「改修」の方が安価であれば改修を実施し、「外部プール利用」の方が安価であれば、外部プールの利用の検討を開始する。
- ・ 外部プールの利用の検討にあたっては、教育委員会だけで行わず、当該校とともに検討を行う。
- ・ 検討の結果、外部プールの利用が可能との判断となった場合は、移動手段は生徒の安全確保の観点から、原則バスを利用して移動することとする。

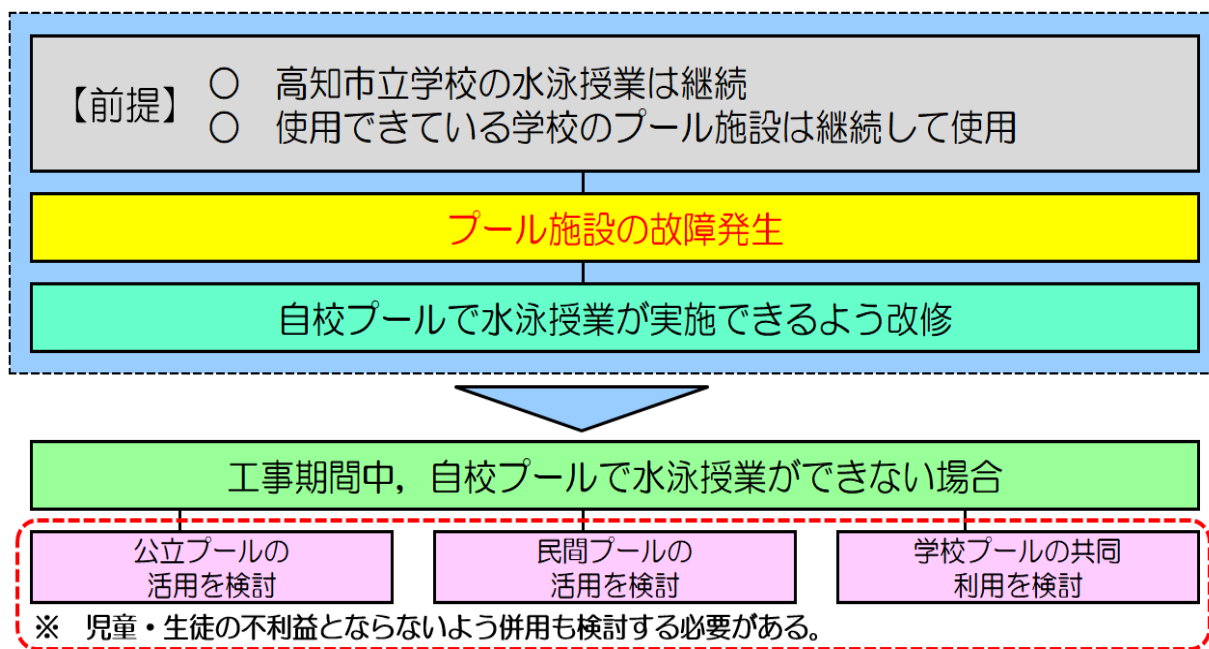
○ 特別支援学校

- ・ 同校の児童・生徒の特性から、「公立・民間プールの利用」や「学校プールの共同利用」のための移動が困難であることや、環境の変化に伴う水泳指導に係る配慮の必要性から、自校プールでの水泳授業を継続する。

(4) 考え方の整理

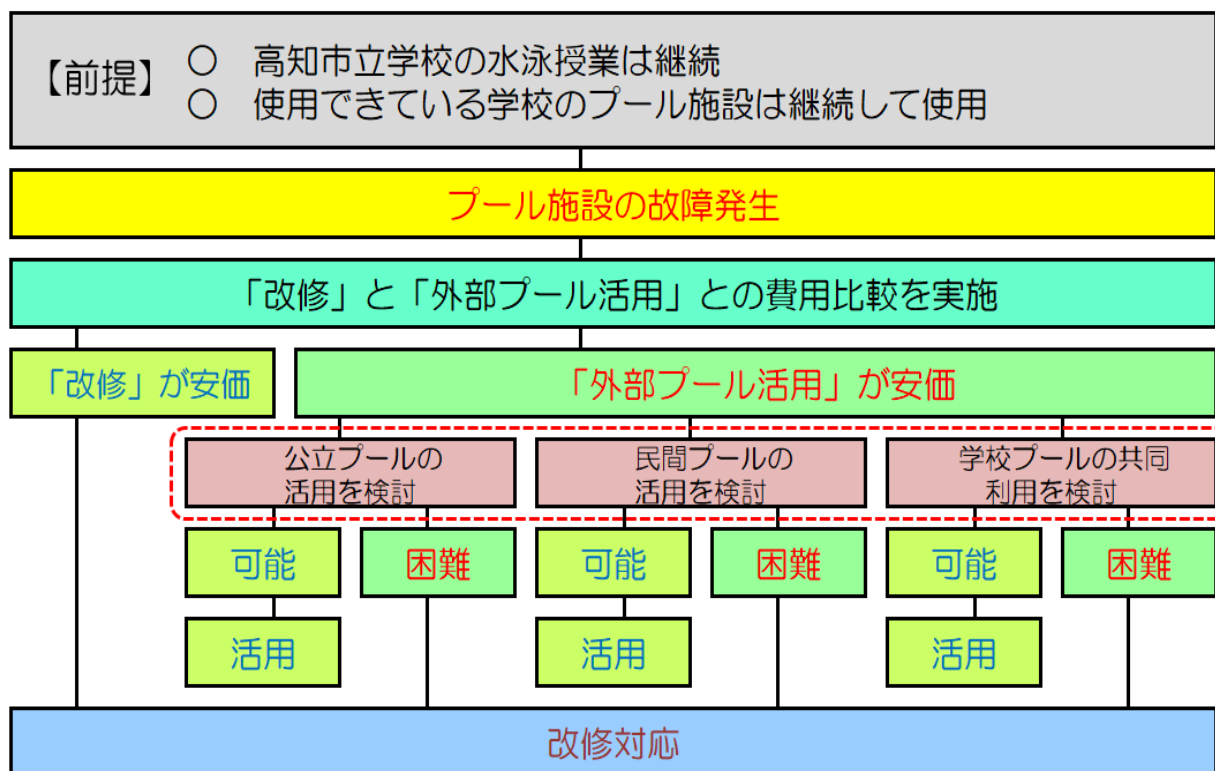
- 小・義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校では、児童・生徒にとって、安心・安全な状況下で円滑に水泳授業を実施するために、自校プールでの水泳授業を継続するべきである。
- 小・義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校のプール施設に故障が発生した場合の基本的な考え方を次頁に示す。

小・義務教育学校（前期課程）／特別支援学校



○ 中・義務教育学校（後期課程）のプール施設に故障が発生した場合の基本的な考え方を下記に示す。

中・義務教育学校（後期課程）



(5) プール槽の点検（案）

- プール槽には、建築物のような定期的な法定点検がない。
- 市立学校のプール槽の点検は、各学校の教職員が、水泳授業開始前のプール清掃時にプール槽を確認し、不具合が確認された場合に教育委員会に報告がある。
- 教育委員会は、不具合の状況に応じて市長部局の技術職員や専門業者に調査を依頼し、必要な改修をしているのが現状。
- 児童・生徒が安全な環境下で水泳授業が実施できるよう、各学校とも定期的にプール槽の点検を実施する必要があると考える。

(6) その他、留意すべき事項

- マンホールトイレのある学校について
 - ・ 平成 30 年度に「高知市災害時トイレ対策検討プロジェクトチーム」を設置し、避難所等のトイレ確保策について、検討を行うとともに報告書を作成し、報告書に基づき、災害時トイレ対策として、L1 浸水区域外の主要な避難所（39 施設）に、マンホールトイレの整備を行うため、令和 2 年度から整備箇所全体の設計を行い、令和 3 年度から順次、マンホールトイレの整備を実施している。
 - ・ マンホールトイレでは、「下水道方式」、「くみ取り方式」のいずれにおいても一定の水の確保が必要で、その水はプール水を使用する計画となっている。
 - ・ プール施設の老朽化等により、仮にプール施設を廃止する場合には、防災対策部と協議の必要がある。